

横浜市立汐見台中学校いじめ防止基本方針

文部科学省及び横浜市基本方針を受け、また、「いじめ防止対策推進法」をもとに学校及び学校の教職員の責務（第八条）から、基本理念にのっとり、「いじめ」は絶対に許されない行為（違法行為）として本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係機関との連携を図る。学校全体でいじめの防止及び発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するところから汐見台中学校いじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめ防止に向けた基本的な考え方

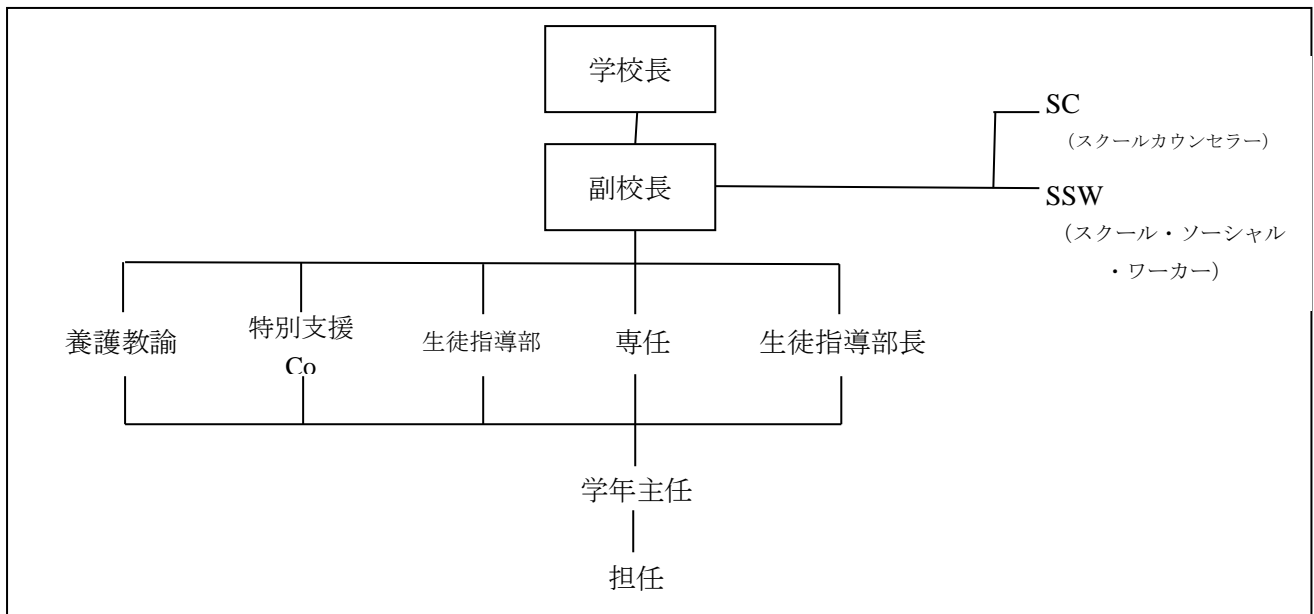
いじめ防止対策推進法の公布により、学校がいじめの早期発見、生徒への指導、いじめの未然防止や啓発を行い、対策を組織的かつ総合的に取り組むこととする。

いじめの定義（抜粋）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 組織

基本的な考え方に基づき、次のような組織をもった「いじめ防止対策委員会」を校内に設置する。「いじめ防止対策委員会」は月 1 回以上、定期的開催する。会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。



3 いじめ防止を推進するための学校の取り組み

いじめの防止、早期発見のために適切・迅速に対処する。

①いじめの未然防止

- ・生徒の主体的な取り組みへの支援を行う。
- ・人権教育、道徳教育の推進を図り、暖かい人間関係を築けるような風土を醸成する。
- ・学級・学年・部活動 等での望ましい仲間づくりを推進する。
- ・傍観者も含め、いじめはいけな行為であることを生徒に理解させるとともに、被害生徒が友人や教員に対して相談しやすいような風土の形成に努める。

②いじめの早期発見

- ・いじめを早期発見するために、定期的な調査を実施する。
- ・生徒及び保護者並びに教職員がいじめに係わる相談体制を整備する。
- ・インターネットいじめを防止するために、啓発活動を行う。また、ネットパトロールを定期的に行う。

③いじめに対する措置

- ・いじめが予見または認知された場合は、速やかに、事実の有無の確認を行うため組織的に対応するとともに、その結果を教育委員会に報告する。
いじめを受けた生徒、保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導、保護者に対する助言を継続的に行う。
また、必要が認められるときは、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように、いじめを行った生徒を教室以外の場所において学習を行わせるように必要な措置をとる。
いじめを行った生徒の保護者、いじめを受けた生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を共有する。
- ・犯罪行為として取り扱われると認められるときには、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- ・いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、速やかに教育委員会に報告し、組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施し、敏速な解決を図る。

④いじめの解消

- 少なくとも、次の2つの要件が満たされている必要がある。
- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
 - ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

4 年間計画

月	活 動 内 容 に つ い て	
4	生徒指導研修・地域理解研修・地域巡回活動	道徳 人権教育 部活動 などによる心の 育成
5	学校家庭地域連絡協議会・体育祭への取り組み・3年修学旅行 いじめアンケート	
6	校外行事（2年自然教室・1年遠足）、YPの実施	
7	個人面談・地域パトロール・学習相談	
8	生徒指導研修・学習相談・地域パトロール	
9	生活に関わるアンケート・教育相談	
10	学校祭、合唱祭への取り組み、人権作文	
11	人権作文・YPの実施	
12	個人面談・いじめアンケート	
1		
2	学校と地域の懇談会（汐見台地区）	
3	小中学校による新一年生の入学へ向けた連携 入学説明会（携帯端末に関わる説明を含む）	
年間	いじめ防止対策委員会（月2～4回、随時）	

5 重大事態への対処

重大事態の定義 (抜粋)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

6 いじめの防止対策の点検・見直し

・いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。

7 教職員等への研修

・生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童生徒理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修を行う。

8 学校運営協議会等の活用

・「学校運営協議会」や「学校家庭地域連絡協議会」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協同して取り組む。

9 その他

いじめ防止基本方針は、今後、必要に応じて改訂していくものとする。